

令和6年1月15日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮問第183号の概要

## (農業経営統計調査の変更)

# 1 農業に関する主な統計調査

	構造	生産流通	経営
基幹統計調査	<p><b>農林業センサス</b> (5年周期)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業又は林業を営む全ての経営体(世帯・事業所)や、市区町村、農業集落を対象に、経営体の活動状況、面積、地域活動の状況等について調査</li></ul>	<p><b>作物統計調査</b> (毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 耕地面積や、水稻・主要作物の作付(栽培)面積、収穫量等について調査</li></ul> <p><b>牛乳乳製品統計調査</b> (月次、年次)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 牛乳及び乳製品の生産量等について調査</li></ul>	<p><b>農業経営統計調査</b> (毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業経営体の事業収支、生産物の販売(取引)状況、生産に使用した資材、労働状況等について調査</li></ul> <p><b>今回(令和6年1月)の諮問案件</b></p>
一般統計調査	<p><b>農業構造動態調査</b> (農林業センサス実施年以外の毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業経営体を対象に、経営体の活動状況等について調査</li></ul>	<p><b>特定作物統計調査</b> (毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 豆類、こんにゃくいも、い草の生産量等について調査</li></ul> <p><b>畜産物流通調査</b> (毎月、毎年等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 畜産物の生産量・取引数量等を把握</li></ul>	—

(注)表に掲げた統計調査は、全て農林水産省が実施

## 2 調査の概要（現行計画）

調査実施課

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

調査区分

### 営農類型別の経営統計に関する調査 （以下「営農類型別経営調査」という。）

（水田作経営、野菜作経営、酪農経営など、経営区分ごとに経営全般について把握）

- ① 個人経営体 3,665（母集団 942,155）
- ② 法人経営体 861（母集団 27,124）

### 農畜産物の生産費に関する調査 （以下「生産費調査」という。）

（米、小麦、大豆、牛乳、肥育豚等、個々の農畜産物の生産に要した資材・費用等について把握）

- ① 個別経営体 3,385（母集団 833,033）
- ② 組織法人経営体 447（母集団 15,806）

報告者数

- ※ 報告者は、農林業センサス等の情報から選定し、原則5年間固定。現状は、令和4年を対象とする調査時に選定替えをした報告者が継続中であり、次回は、令和9年を対象とする調査時に選定替えを予定。したがって、今回の変更の前後において、報告者は基本的に変わらない。
- ※ 一部の報告者（現在約1,100）については、両調査の報告者を兼ねている。

調査事項

経営体の現況、貸借対照表・損益計算書に関する事項、保有土地面積の状況、労働に関する事項、農畜産物収入、制度受取金等の状況 等

経営の概況、生産物の販売（取引）状況、生産に使用した資材、公課諸負担、借入金、建物・構築物・農業用機械等の所有状況 等

- ※ 調査事項のうち、決算書類等で代替できる事項については、当該資料の提供も可

調査対象期間

- ①個人経営体：毎年1月1日から12月31日までの1年間
- ②法人経営体：決算の対象となった1年間

品目ごとの生産サイクルに基づく1年間

調査系統

農林水産省－地方農政局等（注）－（調査員）－報告者

（注）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

調査方法

〔配布〕職員・調査員  
〔回収〕職員・調査員・郵送・オンライン

# 3 調査結果の主な利活用

## 営農類型別経営調査

### 行政施策上の利用

- 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（直近は令和2年3月31日閣議決定）とともに公表されている「農業経営の展望」<sup>（注）</sup> 作成のための基礎資料 など  
（注） 主な営農類型・地域別に、具体的な農業経営モデルとして示すもの

### 加工統計への利用

- 国民経済計算、産業連関表を作成する際の基礎データとして活用

## 生産費調査

### 財政上の利用

- 経営所得安定対策における交付金単価の算定基礎データ
- 加工原料乳生産者補給金の算定基礎データ など

# 4 今回の変更の背景と変更概要

## 背景

- ◆ 統計ニーズに応えつつ、報告者負担及び事務負担の軽減を図り、将来にわたって、持続可能な内容・方法への見直しが課題
- ◆ 昨今の資材価格高騰を受け、農家の経営状況について調査結果の早期公表が求められているところ

<公的統計基本計画（R5.3.28閣議決定）別表 今後5年間に講ずる具体的施策（抄）>

項目	No.	具体的な措置、方策等	実施時期
（5）農林水産統計のデジタル技術等による改善及びEBPM推進	51	○ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	令和5年度（2023年度）から順次実施する

## 今回の諮問

（営農類型別経営調査の計画変更）（注）

試行調査実施（令和5年2月～3月）

- 1 民間委託を基本とした調査系統に変更
- 2 調査事項について、経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ、項目を整理
- 3 調査事項の変更に合わせて、集計内容も変更
- 4 決算期間に合わせて設定していた調査票の配布・回収の時期を統一
- 5 公表時期を2か月前倒し（前回の変更前の時期に戻す）

（注）今回、生産費調査については変更なし  
また、ここに掲げた変更以外で、調査計画や調査票の記載の適正化を図るための形式的な変更も行われる

# (参考) 営農類型別経営調査に係る試行調査の概要

## 調査の概要

### 報告者数

870経営体（個人経営体：420経営体、法人経営体：450経営体）  
（現在行っている農業経営統計調査の報告者以外の経営体を無作為に抽出）

### 調査事項

- 完全郵送自計を想定して、現行調査票の詳細な調査項目を最大限削減して実施
- 損益計算書、貸借対照表、事業収支、事業経費については、調査票への記入に代えて、決算書類等の提供も可として実施

### 調査実施期間

令和5年2月10日～3月11日

### 調査系統 調査方法

【系統】農林水産省－民間事業者－報告者

【方法】配布・回収とも、民間事業者経由の郵送調査

## 実施結果

- 有効回答率は49.1%
  - 回答された調査票の事項について、記入漏れなど一つでも補完が必要な項目が存在した経営体の割合  
（例）個人経営体／貸借対照表：9.1%、労働の概要：54.8%  
法人経営体／投資と資金調達の状況：18.7%、損益計算書：81.3%
- 試行調査実施後における農林水産省内の検討過程で、必要な調査事項、調査方法を見直し

# 5 主な変更事項

## (1) 調査系統・調査方法の変更

### 変更概要

- 民間委託を基本とした調査系統に変更



### 変更の詳細

報告者 (注1)	現 行	変 更 後
営農類型別経営調査のみに回答している報告者 (約3,400経営体)	【調査系統】地方農政局等経由 【調査方法】 《配布》職員・調査員 《回答》職員・調査員・郵送・オンライン	【調査系統】民間委託 【調査方法】 《配布》原則、郵送 必要な場合には民間調査員 《回答》原則、郵送・オンライン (注2) 必要な場合には民間調査員
営農類型別経営調査と生産費調査の両方に回答している報告者 (約1,100経営体)		【調査系統】地方農政局等経由 (注3) 【調査方法】 《配布》職員・調査員 《回答》職員・調査員・郵送・オンライン (注2)

(注1) 報告者は、令和4年調査から令和8年調査まで基本的に継続中

(注2) オンライン調査にe-Surveyを導入

(注3) 民間事業者による調査に協力を得られる報告者については、民間委託により実施

# 5 主な変更事項

## (2) 調査事項・調査票の変更

### 変更概要

- 個人経営体・法人経営体ともに、経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ、項目を整理
- 個人経営体については、令和4年調査から設けた基本調査票（ショートフォーム）、詳細調査票（ロングフォーム）を統合（従前のロングフォーム対象者のみが回答する事項は残し、ショート・ロング効果を維持）
- 継続して回答する報告者に対する前年回答データのプレプリント範囲の拡充

### 《調査事項の変更例》

調査票	調査事項	理由
個人経営体調査票 法人経営体調査票 共通	貸付地の面積の削除	①、②
	調査事項に回答を要するか否かを確認するための項目を追加（経営している田畑等の有無など）	④
	果樹、野菜の作付面積・販売金額について、合計のみの把握から品目ごとの把握に変更	①
	主要農業固定資産の状況 / 直接販売の状況 / 農業生産関連事業の詳細の削除	①、②、③
個人経営体調査票のみ	指定品目に係る項目（収支に占める指定品目の割合、制度受取金・積立金等の額、労働の概要など）を代替〔→これに伴う集計事項の変更については、9～10ページ参照〕	①
	常用雇用者の労働時間等について、個人ごとの把握から合計での把握に変更	①、②
	貸借対照表を作成していない経営体が回答する際の勘定科目の集約	①
法人経営体調査票のみ	農業従事者数の年齢別、日数別把握の集約など労働時間の詳細把握の削減	①、②
	出資者・出資金額の削除	①、③
	農作業受託収入等の詳細把握の取りやめ	①、③

〔凡例〕 ①報告負担軽減 ②農林業センサスなど他の既存データで把握可能 ③施策利用上の優先度の考慮 ④未記入の防止



# 5 主な変更事項

## (2) 調査事項・調査票の変更 (つづき)

《個人経営体調査票における構成の変更》

調査事項の区分 (現行の詳細調査票)	令和3年 以前	現行(令和4年以降)		変更後
		基本調査票	詳細調査票	統合版
経営体の現況	○	○	○	○
損益計算書	○	○	○	○
貸借対照表	○	—	○	● (注)
事業収支の概要	○	○	○	○
投資と資金調達の状況	○	—	○	● (注)
主要農業固定資産の状況	○	—	○	—
土地面積	○	○	○	○ 「経営体の現況」に移動
生産概況、農畜産物収入及び農 作業受託収入	○	○	○	○
制度受取金・積立金等	○	○	○	○
労働の概要	○	○	○	○
指定品目に係る労働の概要	○	—	○	—
農業生産関連事業の収支	○	—	○	—

(注) ①青色申告をしている個人経営体、又は、②年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体が回答

《プレプリント範囲の拡充》

現行	変更案
固定資産、土地の面積など通常前年からの変動が少ないと見込まれる事項をプレプリント	「経営体の現況(土地面積を除く)」を除く全ての調査事項をプレプリント

# 5 主な変更事項

## (3) 集計事項の変更 (次ページの図を参照)

### 変更概要

➤ 個人経営体における指定品目<sup>(注1)</sup>の集計を、単一経営の経営体<sup>(注2)</sup>の情報のみを用いた集計に変更

(注1) 畑作、果樹、露地・施設野菜、施設花きのうち、農林水産省があらかじめ指定する品目。本調査の集計上は「部門」とされている。

(注2) 一つの指定品目の販売金額が8割以上の経営体をいう。

例えば、露地きゅうりの売上が、農産物の販売金額のうち、8割以上を占める場合は、露地きゅうりの単一経営の経営体と区分される。

### 【現行】

#### 調査票

収支状況等について、経営体全体の金額に占める指定品目に係る割合を回答 (ロングフォームの項目の一部)

経営体全体の収支に対する指定品目に係る収支の割合を項目ごとに記載することの負担

当該結果から、指定品目に係る収支等を集計

《例》

- 露地きゅうり作 (部門別)
- 施設大玉トマト作 (部門別)
- りんご作 (部門別)

### 【変更後】

#### 調査票

生産概況において当該経営体の品目別の売上状況を回答

作付状況の事前確認は行わない

指定品目ごとに単一経営の経営体のデータを用いて、品目別の収支等を集計

《例》

- 露地きゅうり作単一経営
- 施設大玉トマト作単一経営
- りんご作単一経営

# 5 主な変更事項

## 【現行】

### 【2】損益計算書

1 農業収支について、青色申告決算書（収支内訳書（農業所得用）は、該当する品目について、また、指定品目がある場合は、それぞれの科目に占める指定品目の割合を記入してください。

科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	説明	金額 (円)	うち指定品目の割合 (%)
収入	①	①	農産物の販売額		
	②	②	家計で消費した金額、農業以外の事業で消費した金額		
	③	③	作業受託、経費所得安定対策交付金、価格補填金、受取共済金		
	④	④	販売金額、家事消費・事業消費金額、雑収入の合計		
	⑤	⑤	農産物の期首棚卸高		
	⑥	⑥	農産物の期末棚卸高（年内に精算され、精算できない生産物を評価）		
	⑦	⑦	収入の合計（④-⑤+⑥）		
	⑧	⑧	農業に係る固定資産税、印紙税、組合・部会費、支払消費税		
	⑨	⑨	種子、苗の購入費		
	⑩	⑩	肥資又は育成の畜畜やヒナの代金、種付料、登録料		
経費	⑪	⑪	肥料の購入費		
	⑫	⑫	飼料の購入費		
	⑬	⑬	取得価額が10万円未満の農業機械、農具、畜畜用品等の購入費、共同防除の負担金		
	⑭	⑭	農業・畜畜用品等の購入費、共同防除の負担金		

農林水産省が経営体ごとにあらかじめ品目を一つ指定。報告者は、指定された品目について、科目に占める指定品目に係る金額の割合を記載

### 【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入

農産物のうち、指定品目（果樹、露地・施設野菜、施設花き）

果樹、野菜（露地・施設）又は施設花きの指定品目がある場合は、その品目について、①作付延べ（結果樹）面積、②生産量及び③販売金額を記入してください。

指定品目名	[a] または [m] どちらかを選択してください。	③ 販売金額 (円)
① 作付延べ(結果樹)面積	[a] [m]	
② 生産量	kg (バラは本)	

(注) これらのほか、指定品目に係る労働の概要等についても把握

指定された品目ごとの作付延べ面積、生産量、粗収益、経営費などを集計

## 【変更後】

### 【2】損益計算書（全ての方にお答えいただく項目です。）

農業の収入、経費などについてお伺いします。

青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）の写しを提供し、ご入力に代えることが可能です。資料を提供していただけますか。

はい → 2-2へお進みください。 いいえ → 本年欄に記入してください。

2-1 青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照してご入力ください。

科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	前年		本年	
			金額 (円)		金額 (円)	
販売金額	①	①				
家事消費金額・事業消費金額	②	②				
雑収入	③	③				
小計	④	④				
農産物の期首	⑤	⑤				
期末	⑥	⑥				
収入計	⑦	⑦				
租税公課	⑧	⑧				
種苗費	⑨	⑨				
素畜費	⑩	⑩				

指定品目の金額割合を削除

### 【7】生産概況、農畜産物収入（全ての方にお答えいただく項目です。）

7-2 野菜

販売金額の多い順に記入してください。

品目記入欄に書ききれない品目及び品目コードに該当しない品目の作付面積・金額は【その他の露地野菜】【その他の施設野菜】にまとめて記入してください。

区分	品目 (生産した野菜の品目コード又は品目名を記入してください。)	本年		販売金額 (円)
		作付延べ面積		
露地野菜	コード	露地 (a)	施設 (m <sup>2</sup> )	
	品目名	ha	m <sup>2</sup>	
	その他の露地野菜			

野菜の品目はこちらから選択してください。

01	だいこん	04	キャベツ	07	ねぎ	10	なす	13	ピーマン
02	にんじん	05	ほうれんそう	08	たまねぎ	11	大玉トマト		
03	はくさい	06	レタス	09	きゅうり	12	ミニトマト		

販売金額の多い順に複数品目の作付延べ面積等を記載

指定した品目のみについて、作付延べ面積等を記載

一つの指定品目の販売金額が8割以上の経営体(単一経営)について、作付延べ面積、粗収益、経営費などを集計

# 5 主な変更事項

## (4) 調査実施時期の変更 (次ページの図を参照)

これまでは、調査対象期間終了までに調査票を配布し、当該期間の終了後、一定の猶予期間を設けて回収していた  
→ 決算期間に関係なく、一律の時期に配布・回収を行う

		現行	変更後
配布	個人経営体	把握対象年の12月まで	<b><u>把握対象年の翌年3月</u></b>
	法人経営体	決算期間の終了月まで (注)	
提出期限	個人経営体	把握対象年の翌年3月	<b><u>把握対象年の翌年4月末</u></b> <b><u>ただし、決算期が1月から3月までの法人経営体は、翌年6月末</u></b>
	法人経営体	決算報告が行われた月の翌月 (注)	

(注) 決算期間により法人ごとに配布、回収時期が異なる

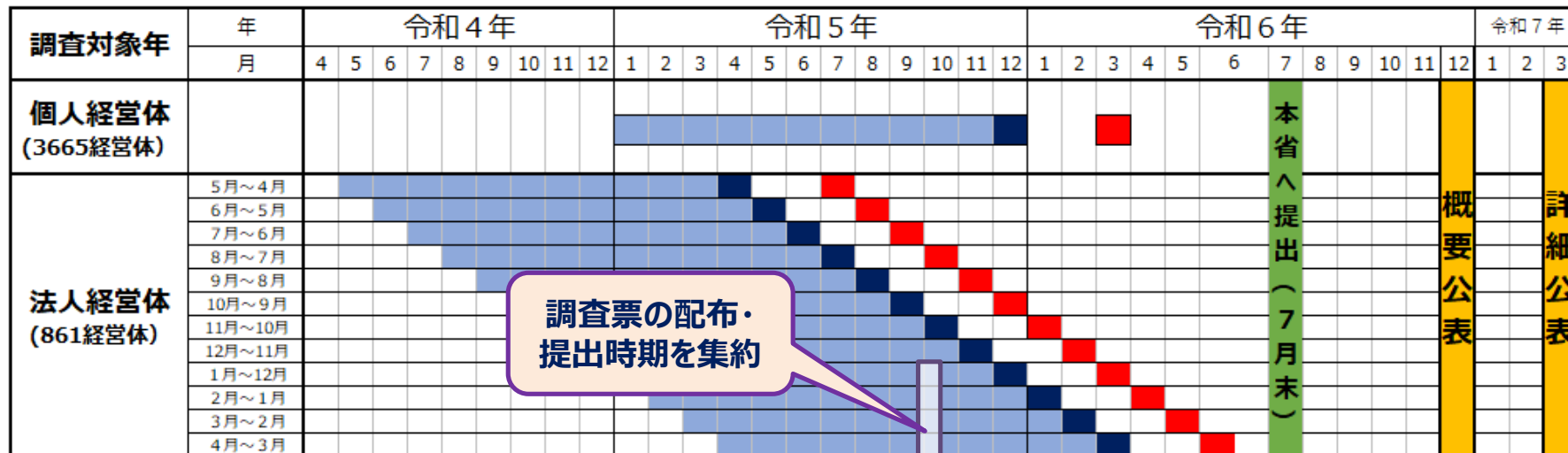
## (5) 公表時期の変更 (次ページの図を参照)

前回変更時 (令和3年に諮問審議) では、集計に関する業務量を勘案し、現実的なスケジュールとして、概要の公表時期を10月から12月に繰り下げたが、今回、民間委託を機に、本省への調査データの提出時期の前倒しを想定しており、それにより、集計スケジュールの前倒しが可能と判断

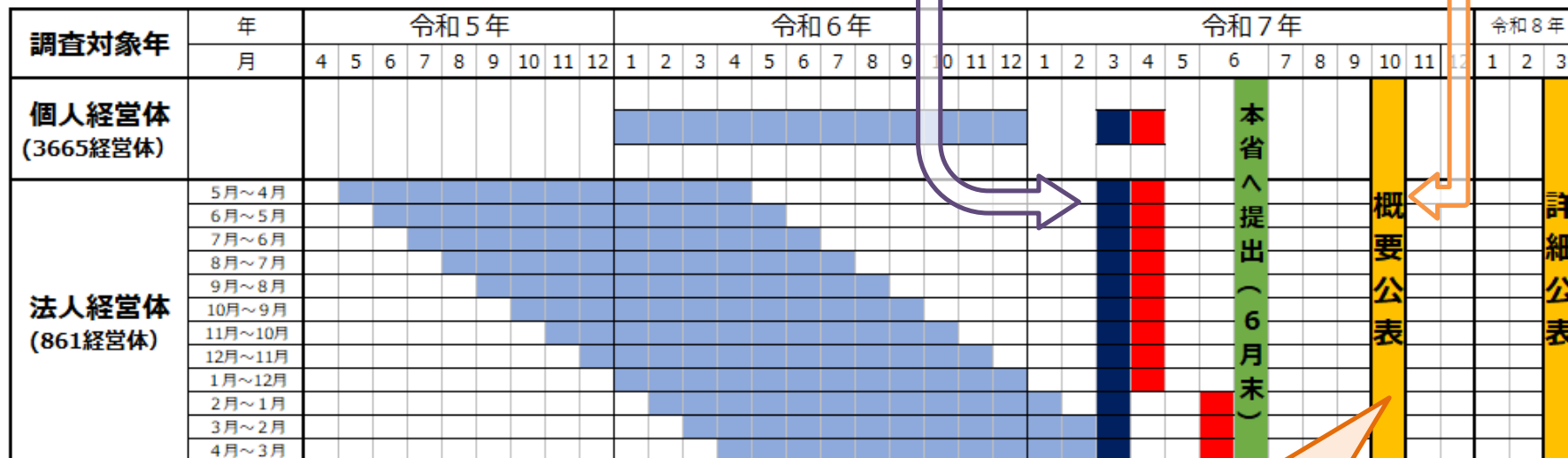
	令和3年以前の調査	現行	変更後
概要	把握対象年の翌年10月	把握対象年の翌年12月	<b><u>把握対象年の翌年10月</u></b>
詳細	把握対象年の翌々年3月	把握対象年の翌々年3月	把握対象年の翌々年3月

# 5 主な変更事項

## 現行



## 変更後





■ 配布 ■ 提出期限

概要の公表時期を  
2か月前倒し

### 統計委員会答申の趣旨

#### ➤ 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

- ◆ 令和元年から農業経営体全体の結果を新たに集計するに当たり、以下の方法を計画
    - ・農林業センサス（5年周期）の実施年は同センサスの結果をベンチマークとする
    - ・中間年においては、農業構造動態調査（センサス実施年以外の中間年に実施）の結果から算出した増減率を乗じる
- 
- ◆ 個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が経年的に進行している中、5年おきに行われるベンチマーク更新時に断層が生じないか、中間年の推計は適切になされているか検証・検討を行う必要がある。
- 

- 現在、令和2年農林業センサスがベンチマークになっているところ、比較検証は、令和7年農林業センサスの結果が得られた後になされる予定であることから、引き続き課題とする。